

上越市入札監視委員会 令和3年度第1回会議 次第

日時：令和3年5月13日（木） 13：30～

会場：上越市ガス水道局 3階 災害対策室

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 挨拶
- 4 委員自己紹介
- 5 委員長、副委員長選任
- 6 挨拶（委員長・副委員長）
- 7 入札・契約制度の概要
 - (1) 上越市入札監視委員会の概要 資料 1
 - (2) 上越市の契約制度の概要 資料 2
 - (3) 令和3年度の入札・契約制度について 資料 3
 - (4) 上越市財務規則【抜粋】 資料 4
- 8 報告
 - (1) 発注状況について
 - ・市発注 資料 5-1
 - ・ガス水道局発注 資料 5-2
 - (2) 指名停止措置状況について 資料 6
- 9 審議
 - ・抽出案件の審議について 資料 7

1	ガス水道局庁舎改修工事
2	木田第1庁舎北側おもいやり駐車区画等改修工事
3	浦川原浄化センター水処理電気設備増設工事
4	大日排水ポンプ取替工事
5	鴨島公園遊具更新工事
6	高田汚水幹線 73-1 枝線工事
7	新型コロナワクチン接種コールセンター設置及び運営業務委託
8	新型コロナウイルスワクチン接種券等印刷・封入業務委託
9	水道管撤去工事
10	水道用粉末活性炭購入

上越市入札監視委員会の概要

1 目的

入札及び契約手続における客観性及び透明性の向上並びに公正性の確保を図るため。

2 所掌事項

- (1) 市（ガス水道局含む）が発注した契約の実施状況について報告を求め、報告を受けた中から案件を抽出し、契約の手続きの方法等について審議を行うこと。（定例会議）
- (2) 業者からの再苦情について審議を行うこと。（再苦情処理会議）
- (3) その他委員会が必要と認める事項について審議を行うこと。

3 組織

6人以内の委員で組織（氏名・職業の公表）

4 任期

2年（令和3年4月1日から令和5年3月31日まで）

5 会議

- (1) 委員の半数以上の出席が必要
- (2) 定例会議は、概ね4か月に1回開催（必要に応じて再苦情処理会議を開催）
- (3) 会議は、原則公開（ただし、次の場合を除く）
 - ・上越市情報公開条例第6条の非公開情報を有する場合（個人や法人の権利利益を害するおそれのある場合など）
 - ・再苦情に関する審議を行う場合
- (4) 会議の議事（内容）を公表
市ホームページ <https://www.city.joetsu.niigata.jp>

6 審議の対象案件

- (1) 予定価格が130万円を超える工事
- (2) 予定価格が100万円を超える委託・物品・印刷・賃貸借

7 市長への意見等

- (1) 審議を行った事項や入札制度の改善点等を必要に応じて市長に提言できる。
- (2) 再苦情に係る審議結果は市長に報告し、内容を公表する。

8 委員の除斥

自己又は3親等以内の親族の利害に係る審議には参加できない。

9 守秘義務

職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

上越市の契約制度の概要

1 契約の方法

契約の方法	メリット	デメリット
制限付き一般競争入札	広範な参加機会 競争性の向上 談合の防止 事業所の所在地、工事の実績等を参加資格要件として定めることにより、不適格業者を可能な限り排除するとともに品質を確保	不適格業者が参加する可能性あり 品質の低下 事務量の増
指名競争入札	不適格業者の排除 品質の確保・向上	入札参加業者の固定化 一般競争入札と比べ競争性が低下 一般競争入札と比べ談合がしやすい
見積合わせ(随意契約)	的確な業者選定 価格以外の要素を考慮 事務の負担軽減	契約業者の偏り 競争性の低下 経済性の低下

2 予定価格と最低制限価格

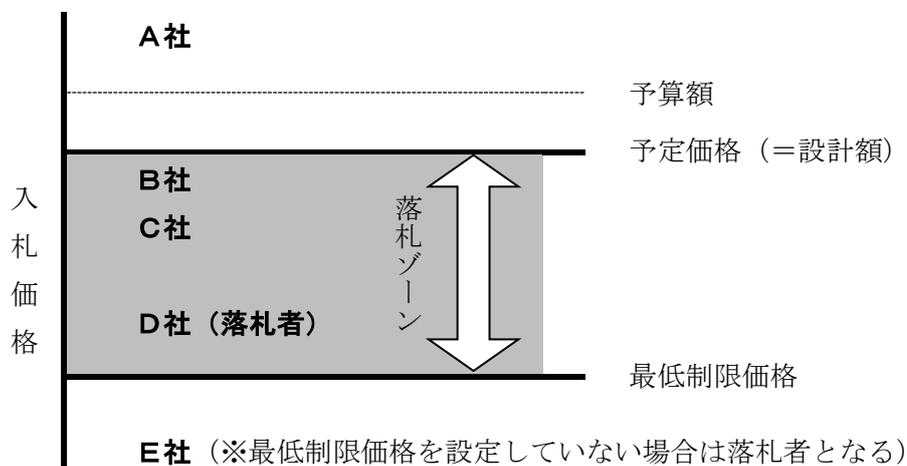
(1) 予定価格とは

市が契約を締結する際に、この金額を超えて契約をしてはならないとする上限金額で、全ての契約において設定

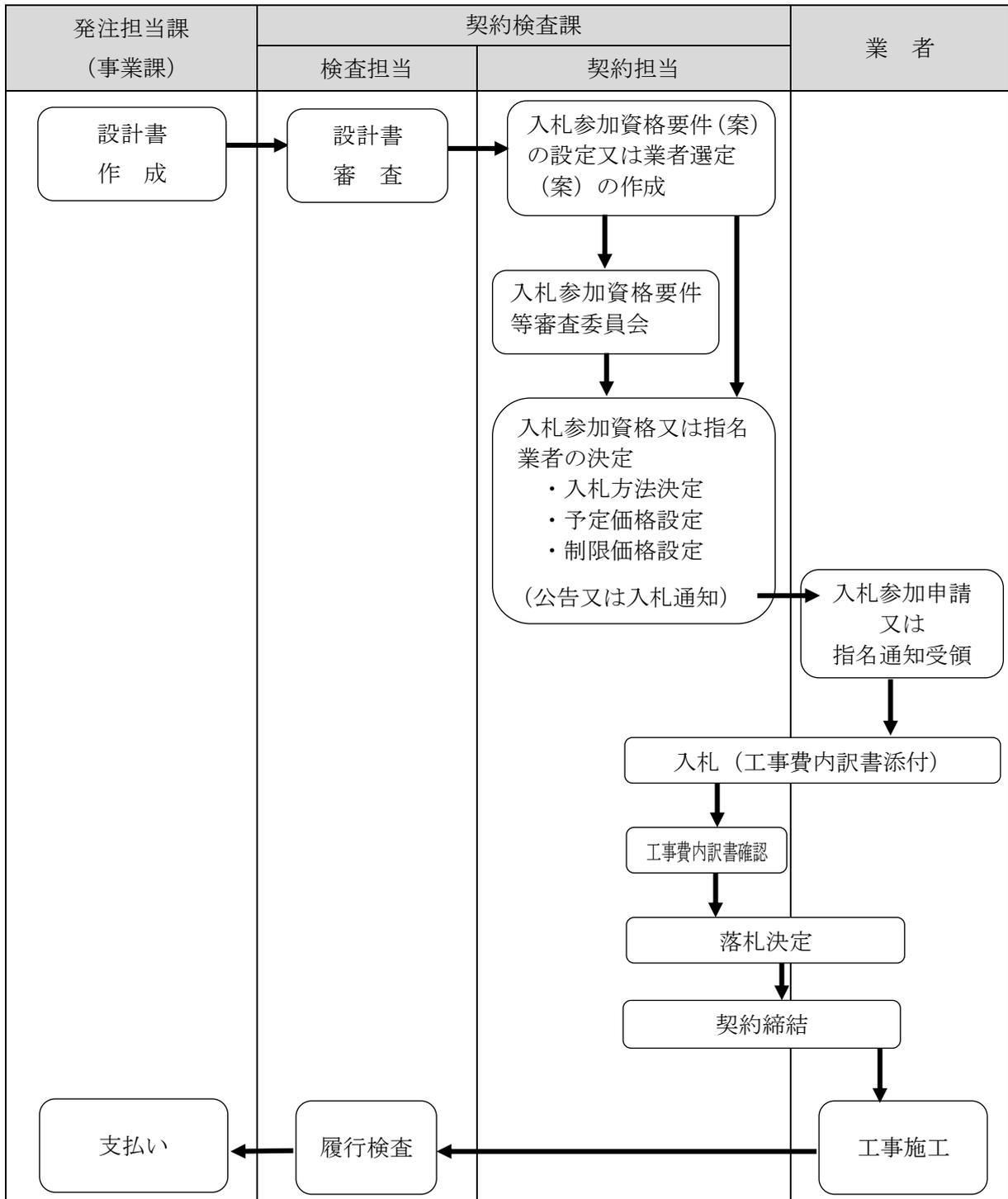
(2) 最低制限価格とは

市が契約を締結する際に、この金額未満の額では契約を行わないとする下限金額で、必要に応じて設定

(3) 落札の仕組み



入札・契約の流れ（工事の場合）



※公表している項目

○入札参加資格者名簿
業者名、住所、ランク

○年間発注見通し（予定価格が130万円を超える建設工事）
名称、場所、期間、種別、概要、発注時期、契約の方法

○入札結果

入札日、予定価格、最低制限価格、工事名称、場所、期間、種別、概要、契約の方法、指名業者、入札額、指名理由、契約相手の名称、契約金額

令和3年度の入札・契約制度について

■時限措置

項目	説明
現場代理人の常駐 (兼任)義務の緩和措置 【当分の間】	<ul style="list-style-type: none"> ● 施工場所が市内で当初契約金額が1件3,500万円未満の工事について、当初契約金額の合計が7,000万円未満で5件まで兼任を認めます。 なお、当初契約金額が1件3,500万円以上の工事を含む場合は、対象工事に密接な関係がある工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事で、現場の相互の間隔が10km程度以内の場合に限り、2件まで兼任を認めます。 ※施工内容の難易度等から兼任を認めない場合は、発注時の設計図書等に記載します。
見積期間 【令和4年3月31日 日まで延長】	<ul style="list-style-type: none"> ● 予定価格が5,000万円以上1億円未満の工事について、見積期間を土日・祝祭日を除く10日間とします。

■電子入札の運用方法

● 電子入札を次のとおり運用しています。

◇入札通知日：原則として木曜日（木曜日が祝日の場合は前日）

◇開札日：入札通知書で指定する日の午前9時以降（同日に複数の案件がある場合は順次開札）

◇契約書の受渡：電子入札システムによる落札決定通知書の送信日以降（契約検査課で受渡）

◇その他留意事項

※平成27年度から入札時の工事費内訳書の提出が義務化されたことを受け、開札後は落札決定を保留とし、工事費内訳書の点検後に落札決定を行う。（案件数の多寡にもよりますが、通常は、開札日の翌日（開札日が金曜の場合は月曜日）又は翌々日に落札決定の通知書を送信します。）

※一般競争入札の場合は、市の工事費内訳書の点検後に落札候補者に対して入札参加要件の確認資料の提出を求めます。

※電子入札システムが利用できなくなった場合は、速やかに契約検査課へ連絡してください。

【電子入札システムによる指名競争入札の流れ（4月8日通知の場合）】

4月8日（木） 入札通知日

9日（金）

10日（土）

11日（日）

12日（月）

13日（火）

14日（水）

15日（木）

16日（金）

17日（土）

18日（日）

19日（月）

20日（火） 入札開始※入札時に工事費内訳書を添付

21日（水）

22日（木） 入札終了23日（金） 開札日（落札決定保留）

24日（土）

25日（日）

26日（月） 落札決定日27日（火） （落札決定日）※案件数が多い場合

見積期間10日間

※入札通知日・開札日・土日祝日を除く

工事費内訳書の点検

建設工事及び建設コンサルタント等業務委託の入札・契約制度の概要

■令和3年度入札・契約制度の概要

	項 目	内 容											
競 争 性	予定価格等の公表	<ul style="list-style-type: none"> 全ての入札で予定価格、最低制限価格及び指名業者を落札者決定後に公表する。 											
	制限付き一般競争入札	<p>【対象範囲】</p> <ul style="list-style-type: none"> 設計金額が2,000万円以上の工事 <p>【公告場所】</p> <ul style="list-style-type: none"> 契約検査課閲覧所 上越市ホームページ 業界新聞への情報提供 <p>【設計図書の閲覧方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 契約検査課閲覧所での閲覧、ホームページ等からのダウンロード <p>【落札者の決定方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 入札により落札候補者を決定し、入札参加資格要件を審査した後、落札者として決定（事後審査型） 最初の落札候補者が資格要件を満たさない場合は、次点者を審査 											
	指名競争入札	<p>【対象範囲】</p> <ul style="list-style-type: none"> 設計金額が2,000万円未満の工事 設計金額が50万円超の建設コンサルタント等業務 <p>【業者数の基準(工事)】</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>A級工事</td> <td>14業者</td> </tr> <tr> <td>B級工事</td> <td>14業者</td> </tr> <tr> <td>C級工事</td> <td>12業者</td> </tr> <tr> <td>D級工事</td> <td>8業者</td> </tr> </tbody> </table> <p>※工事等級のない工種(工事)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>予定価格500万円以上</td> <td>14業者</td> </tr> <tr> <td>予定価格500万円未満</td> <td>12業者</td> </tr> </tbody> </table>	A級工事	14業者	B級工事	14業者	C級工事	12業者	D級工事	8業者	予定価格500万円以上	14業者	予定価格500万円未満
A級工事	14業者												
B級工事	14業者												
C級工事	12業者												
D級工事	8業者												
予定価格500万円以上	14業者												
予定価格500万円未満	12業者												

公平性・公正性	工事費内訳書の提出	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設工事の入札時において入札金額に対する内訳書の提出を求める。内訳書の内容に不備があった場合は、当該入札参加者の入札を無効とする。 <p>[無効要件]</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 内訳書未提出 イ 入札金額と内訳書合計金額の不一致 ウ 内訳書の計算誤り など
	社会保険等の加入促進に向けた取組	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格が 130 万円を超える工事において、元請業者に提出義務がある「施工体制台帳」の「健康保険等の加入状況」欄に記載されている健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入状況を確認する。 ・ 社会保険等の未加入が確認された場合は、元請業者に対して、当該下請業者への社会保険等加入指導を要請する。なお、要請後、一定期間が経過しても社会保険等の加入が確認できない場合は、発注者から建設業許可機関等に未加入情報を通知する。 ・ 予定価格が 130 万円を超える工事において、社会保険等未加入業者を下請次数に係わらず下請契約の相手方としない。
	1 抜け方式による入札	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受注機会の均等を図るため、次の条件全てに当てはまる入札を実施する場合、1 度落札した業者が次の入札に参加できない方式を必要に応じて実施する。(電子入札により入札に参加している場合は、辞退扱いとする。) <ul style="list-style-type: none"> ① 入札方法が同じ (一般競争入札、指名競争入札ごと) ② 工種、又は業務内容が同じ ③ 入札参加資格要件が同じ ④ 同日に行う入札
	苦情申出制度	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指名競争入札で指名されなかった場合や一般競争入札で入札参加資格が認められなかった場合又は指名停止等の措置を受けた場合、業者が市に対して苦情を申立てることができる。 ・ 苦情に対する市の回答に不服がある場合は、再申立てをすることができる。この場合、入札監視委員会で対応方法を審議する。
	少額工事等契約希望者登録制度	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入札参加資格のない小規模事業者の受注機会の確保を図るため、130 万円以下の契約で、その内容が軽易で履行確保が容易な工事及び修繕を少額工事等契約希望者に発注する。 <p>【登録対象者及び申請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設工事の入札参加資格を有しない市内に本社がある法人又は個人 ・ 登録申請は随時受付

透 明 性 ・ 客 観 性	電子入札の推進	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格 130 万円超の建設工事及び予定価格 50 万円超の建設コンサルタント等業務委託について、全て電子入札で執行する。(随意契約を除く) ・ 入札参加要件として電子入札導入業者を優先する。
	発注見通しの公表	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 概算額が 130 万円超の工事及び 50 万円超の業務委託の年間発注見通しを年度当初に公表する。(追加・変更等があった場合は、適宜公表)
	入札結果等の公表	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入札及び見積り結果、変更契約の内容、指名停止措置などをホームページで随時公表する。
	入札の公開	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入札を市民に公開する。
	入札監視委員会の設置	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入札案件を審議し、手続きや制度等に関する改善点を市長に具申できる。 ・ 指名業者の選定や工事の成績評定に関する苦情に対する市の説明について、業者から納得を得られない場合や、その対応方法について審議し、市長に結果を報告する。 <p>【委員数】</p> <p>6 名以内 (有識者及び公募市民)</p> <p>【開催数】</p> <p>3 回／年程度</p>

品 質 確 保	総合評価方式	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 価格の安さと価格以外の要素 (例：企業の実績、技術者の能力、地域貢献度など) を総合的に評価し、最も評価の高い者を落札者とする。
	制限付き一般競争入札の参加対象範囲	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土木、建築工事の B ランク工事うち、制限付き一般競争入札で執行する予定価格が 2,000 万円以上の工事は、難易度や品質確保の面から、格付け A ランク業者の参加を認める。

品質確保	最低制限価格の設定	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 設計価格が 130 万円超の建設工事及び設計価格が 50 万円超の設計・測量・調査等の建設コンサルタント等業務委託で設定し、最低制限価格を下回った場合は失格とする。（仕様書発注の場合を除く） <p>【算定式】</p> <p>■建設工事 （直接工事費＋共通仮設費＋現場管理費×8/10＋一般管理費×3/10） ＝入札書比較制限価格（最低制限価格の税抜き）※千円未満切り上げ ※上記経費の分類は、土木工事標準積算基準書及び公共建築工事積算基準を原則とする。</p> <p>■建設コンサルタント等業務 （直接費＋諸経費等×7/10） ＝入札書比較制限価格（最低制限価格の税抜き）※千円未満切り上げ</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">直接費</th> <th style="text-align: center;">諸経費等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">測量業務</td> <td style="text-align: center;">直接測量費</td> <td style="text-align: center;">諸経費</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">地質調査業務</td> <td style="text-align: center;">直接調査費＋間接調査費</td> <td style="text-align: center;">諸経費</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">設計業務</td> <td style="text-align: center;">直接人件費＋直接経費の内 以下のア～オに該当するもの</td> <td style="text-align: center;">その他原価＋一般管理費</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">物件調査業務</td> <td style="text-align: center;">直接原価</td> <td style="text-align: center;">その他原価＋一般管理費</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ア：事務用品費、イ：旅費交通費、ウ：電子成果品作成費、エ：電子計算機使用料及び機械器具損料、オ：特許使用料、製図費等</p>	区 分	直接費	諸経費等	測量業務	直接測量費	諸経費	地質調査業務	直接調査費＋間接調査費	諸経費	設計業務	直接人件費＋直接経費の内 以下のア～オに該当するもの	その他原価＋一般管理費	物件調査業務	直接原価	その他原価＋一般管理費
	区 分	直接費	諸経費等														
	測量業務	直接測量費	諸経費														
地質調査業務	直接調査費＋間接調査費	諸経費															
設計業務	直接人件費＋直接経費の内 以下のア～オに該当するもの	その他原価＋一般管理費															
物件調査業務	直接原価	その他原価＋一般管理費															
低入札価格調査制度の試行	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 最低入札金額（見積金額）が予定価格の 85%を下回った場合、応札者から積算内訳書の提出を求めるとともに、積算内容の説明及び聞き取り調査を行い、落札者を決定する。 調査対象 最低制限価格を設けていない仕様書発注の工事及び委託業務 主な調査項目 <ol style="list-style-type: none"> ① 賃金が最低賃金額以上であること（役務の業務委託） ② 資格・人員配置が適切であること ③ 資機材等が確保されていること ④ 仕様書にある項目が漏れなく積算されていること 																
営繕工事における設計変更等の円滑化	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 営繕工事において、総括表以外の資料（積算数量書など）について、建設工事請負基準約款第 1 条における「設計図書」として位置付ける。 <p>※営繕工事…「建築物の造営と修繕」のことをいい、建築物の新築、増築、改築、修繕、模様替え等の工事を指す。</p>																

品質確保	共同企業体運用基準	【対象工事・金額基準】		
		土木工事・舗装工事・建築工事・設備工事	1億円以上	
		※上記のほか、技術的難度が高く、共同企業体により安定的な施工が図られる建設工事		
		【構成要件】 ※各付け等級がある場合		
		構成員数	格付け	
		2社の場合	Aランク＋Aランク	
		3社の場合	Aランク＋Aランク＋Aランク	
			Aランク＋Aランク＋Bランク	
		【出資比率】		
		構成員数	代表者の出資比率	代表者以外の出資比率
		2社の場合	50%超	30%以上
		3社の場合	40%以上	20%以上

その他	前払金制度	【概要】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 前払金は、130万円超の工事の場合は請負額の40%、50万円超の建設コンサルタント等業務委託の場合は請負額の30%を上限とする。 ・ 中間前払金は、上限として支払う請負金額が130万円超で工期が60日以上以上の工事を対象に、請負金額の20%を上限とする。 															
	障害者多数雇用者優遇制度	【概要】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 法定雇用率を超える障害者を雇用している事業者に対し、受注機会の拡大を図るため、障害者を多数雇用する事業者を登録し、申請物品等の発注の際、優先的に指名する。 															
	工事業者の格付けのための総合評点に加算する主観項目	【主観項目と加算点】 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">主観項目名</th> <th style="text-align: center;">加算点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>優良工事受賞者</td> <td style="text-align: center;">10点</td> </tr> <tr> <td>男女共同参画社会の促進</td> <td style="text-align: center;">10点</td> </tr> <tr> <td>障害者雇用の促進</td> <td style="text-align: center;">10点</td> </tr> <tr> <td>労働安全衛生の認証取得者</td> <td style="text-align: center;">10点</td> </tr> <tr> <td>消防団協力事業所認定者</td> <td style="text-align: center;">10点</td> </tr> <tr> <td>除雪業務受託者</td> <td style="text-align: center;">10点</td> </tr> <tr> <td>エコアクション21取得者</td> <td style="text-align: center;">5点</td> </tr> </tbody> </table>	主観項目名	加算点	優良工事受賞者	10点	男女共同参画社会の促進	10点	障害者雇用の促進	10点	労働安全衛生の認証取得者	10点	消防団協力事業所認定者	10点	除雪業務受託者	10点	エコアクション21取得者
主観項目名	加算点																
優良工事受賞者	10点																
男女共同参画社会の促進	10点																
障害者雇用の促進	10点																
労働安全衛生の認証取得者	10点																
消防団協力事業所認定者	10点																
除雪業務受託者	10点																
エコアクション21取得者	5点																

そ の 他	市内営業所業者 の入札参加要件	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設工事の指名基準となる営業所の要件を次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ① 契約締結などの権限を委任されている者が常駐していること ② 実態的な営業活動を5年以上行っていること ③ 営業する許可業種に対応する専任技術者が常駐していること ④ 営業所に常勤する従業員が3人以上であること ⑤ 営業所としている建物内において、明確に区分された事務室が設けられていること <p>※ただし、工事内容によって、指名者数が少数となり、競争性が確保できないと判断した場合は、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設コンサルタント等業務の営業所の要件を次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ① 契約締結などの権限を委任されている者が常駐していること ② 実態的な営業活動を1年以上行っていること ③ 営業所に常勤する従業員が1人以上であること ④ 営業所としている建物内において、明確に区分された事務室が設けられていること <p>※ただし、業務内容によって、指名者数が少数となり、競争性が確保できないと判断した場合は、例外として、上記営業所の基準を満たしていない業者への指名を行う。</p>
	週休2日取得モデル工事【試行】	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 週休2日取得モデル工事の試行対象案件となった場合、上越市試行実施要領に基づき、工事設計書の労務費等における補正加算を行う。 ・ 対象工事 <ul style="list-style-type: none"> ① 土木工事 ② 港湾工事 ③ 営繕工事 ④ 林業土木工事 ⑤ 農業土木工事 <p>※詳細は、各工事の試行実施要領による。</p>
	工事实績情報サービスの登録	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象工事を受注した場合、工事实績情報サービス（CORINS：（一財）日本建設情報総合センター）に受注者が登録を行う。 ・ 対象工事 <ul style="list-style-type: none"> 請負金額が500万円以上の建設工事

〈工事の発注標準と業者の格付基準〉

工種	級	発注標準	格付け
土木	A	3,000 万円以上	790 点以上（特定建設業許可業者に限る）
	B	1,100 万円以上、3,000 万円未満	特定建設業許可業者は 690 点以上 790 点未満、 一般建設業許可業者は 690 点以上
	C	400 万円以上、1,100 万円未満	610 点以上 690 点未満
	D	400 万円未満	610 点未満
建築	A	2,200 万円以上	790 点以上（特定建設業許可業者に限る）
	B	600 万円以上、2,200 万円未満	特定建設業許可業者は 700 点以上 790 点未満、 一般建設業許可業者が 700 点以上
	C	300 万円以上、600 万円未満	600 点以上 700 点未満
	D	300 万円未満	600 点未満
電気	A	500 万円以上	690 点以上
	B	500 万円未満	690 点未満
管	A	500 万円以上	710 点以上
	B	500 万円未満	710 点未満
舗装	A	1,200 万円以上	1000 点以上
	B	1,200 万円未満	1000 点未満

<下水道工事発注の基本的考え方>

工種（口径）		設計金額	入札方法	発注対象
推進	800 ㍉超～	5,000 万円以上	制限付き一般競争入札	市内営業所（県内本社） + 市内本社のJV
		2,000 万円～5,000 万円 未満	制限付き一般競争入札	市内本社
		2,000 万円未満	指名競争入札	市内本社
	800 ㍉以下	1 億円以上	制限付き一般競争入札	市内本社同士のJV
		2,000 万円～1 億円未満	制限付き一般競争入札	市内本社
		2,000 万円未満	指名競争入札	市内本社
開削	1 億円以上	制限付き一般競争入札	市内本社同士のJV	
	2,000 万円～1 億円未満	制限付き一般競争入札	市内本社	
	2,000 万円未満	指名競争入札	市内本社	

※雨水管工事は上記基準に準ずる。

○上越市財務規則【抜粋】

第7章 契約

第1節 通則

(適用の範囲)

第133条 売買、貸借、請負その他の契約は、法律又はこれに基づく政令に別の定めのある場合のほか、この章の定めるところによる。

(契約に関する事務)

第134条 契約検査課長及び用地管財課長（以下「契約担当課長」という。）は、市の契約に関する事務を行うものとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、課長等にその事務の一部を行わせることができる。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第134条の2 上越市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年上越市条例第126号）第2条第9号に規定する規則で定めるものは、次のとおりとする。

- (1) 仮設建築物の賃貸借契約
- (2) 厨房機器^{ちゅう}の賃貸借契約
- (3) 長期継続契約により借り入れる物品の保守管理に関する委託契約
- (4) その他契約検査課長が別に指定する契約

(契約の方法等)

第135条 契約担当課長は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、次項、第3項又は第5項に規定する場合を除き、一般競争入札に付さなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、指名競争入札に付することができる。

- (1) 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
- (2) その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
- (3) 一般競争入札によることが不利と認められるとき。

3 次の各号のいずれかに該当する場合においては、競争に付さずに随意による契約（以下「随意契約」という。）を締結することができる。

- (1) 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借契約にあっては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第4左欄に掲げる契約の種類に応じ同表右欄に定める金額を超えないものとするとき。
- (2) 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものとするとき。
- (3) 次に掲げる施設等において製作された物品を買い入れる契約をするとき。

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設（以下「障害福祉サービス施設」という。）

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第27項に規定する地域活動支援センター（以下「地域活動支援センター」という。）

エ 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者の地域における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（以下「小規模作業所」という。）

(4) 次に掲げる施設等から役務の提供（キに掲げる団体に係る役務の提供にあつては、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体（以下「母子・父子福祉団体」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第4項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供に限る。）を受ける契約をするとき。

ア 障害福祉サービス施設

イ 障害者支援施設

ウ 地域活動支援センター

エ 小規模作業所

オ 高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合

カ 高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第2項に規定するシルバー人材センター

キ 母子・父子福祉団体

(5) 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の3の規定により市長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる契約をするとき。

(6) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

(7) 競争入札に付することが不利と認められるとき。

(8) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(9) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再入札に付し落札者がいないとき。

(10) 落札者が契約を締結しないとき。

4 施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する規則で定める手続は、次のとおりとする。

(1) あらかじめ契約の発注見通しを公表すること。

(2) 契約を締結する前に、契約内容、契約の相手方の決定方法、選定基準等を公表すること。

(3) 契約を締結した後に、契約の相手方となった者の氏名（法人の場合は、その名称）、契約の相手方とした理由その他契約の締結状況について公表すること。

5 動産の売払いで当該契約の性質が競り売りに適しているときは、競り売りの方法により契約を締結することができる。

（契約書の作成）

第136条 契約担当課長は、競争入札により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、直ちに契約書を2通作成し、相互に交換しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、契約書の作成を省略することができる。

(1) 物件の売払いの場合において、買主が直ちに代金を納めてその物件を引き取るとき。

(2) 電力、ガス、水道及び電信電話等の供給契約又は使用契約をするとき。

(3) 官公署その他これに準ずる機関と契約するとき。

(4) 競り売り及び売価表示販売をするとき。

(5) 前条第3項第1号に規定する契約をするとき。

2 契約担当課長は、前項第5号に該当する場合に契約書の作成を省略するときは、契約の適正な履行を確保するため契約の相手方に請書その他これに準ずる書類を提出させなければ

ならない。ただし、別に定める要件に該当するときは、この限りでない。

(契約書の記載事項)

第137条 前条の規定により、契約担当課長が作成すべき契約書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約金額
- (3) 契約履行期限及び場所
- (4) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (5) 契約保証金の額
- (6) 債権債務の譲渡に関する事項
- (7) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における契約の解除、遅延利息、違約金その他の損害金
- (8) 危険負担
- (9) 瑕疵^{かし}担保責任
- (10) 契約に関する紛争解決の方法
- (11) 監督及び検査
- (12) その他必要な事項

(契約保証金)

第138条 契約担当課長は、契約の相手方に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付させなければならない。ただし、第140条の規定による仮契約の場合にあっては、この限りでない。

- 2 前項の保証金の納付は、契約金額の100分の10以上に相当すると認められる第201条第1項に規定する有価証券をもって代えることができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、契約保証金の率又は額について、他の条例又は規則に定めがあるときは、当該他の条例又は規則に定める率又は額とする。
- 4 第1項の保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。この場合において、当該担保の価値は、保証すべき契約の契約保証金の額でなければならない。
 - (1) 銀行その他市が確実に認める金融機関の保証
 - (2) 公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社の保証
- 5 契約担当課長は、第1項本文の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
 - (1) 契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
 - (3) 施行令第167条の5及び第167条の11の規定に基づき別に市長が定める資格を有する者が契約の相手方であり、その者が過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
 - (4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
 - (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
 - (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
 - (7) 国、地方公共団体その他公法人又は公益社団法人若しくは公益財団法人と契約を締結

するとき。

6 契約保証金は、契約の相手方が契約条項に定める義務を履行したときに還付する。

(契約保証金の受入れ及び払出しの手続)

第139条 契約保証金の受入れ及び払出しの手続については、収入及び支出の例による。

(仮契約書の作成)

第140条 契約担当課長は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和46年上越市条例第69号）の規定により議会の議決に付すべき契約を締結しようとするときは、一般競争入札又は指名競争入札の落札者に対し、当該契約は議会の同意を得たときには本契約として認められる旨の契約（以下「仮契約」という。）に関する書類を作成し、契約の相手方と相互に交換しなければならない。

2 契約担当課長は、前項の場合において議会の議決があったときは、速やかにその旨を落札者に書面をもって通知しなければならない。

(違約金の徴収)

第141条 契約担当課長は、契約の相手方がその責めに帰すべき事由により契約期間内に契約を履行しない場合は、契約の定めるところにより、市長の決裁を受けて遅延日数1日につき契約金額の1万分の4以上の割合で違約金を徴収することができる。

2 前項の違約金は、契約の相手方に支払うべき代金又は契約保証金を相殺し、なお不足があるときは追徴する。

(契約の解除)

第142条 契約担当課長は、契約の相手方が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、契約を解除することができる。

(1) 期限若しくは期間内に契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと認められるとき。

(2) 正当な理由がないのに契約の履行に着手しないとき。

(3) 契約の解除の申出をしたとき。

(4) 契約の履行の確保又は確認をするために行う監督又は検査に際し、当該契約の相手方若しくはその代理人又は支配人その他の使用人が監督又は検査を行う者の職務の執行若しくは指示を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

(5) 前各号に定めるもののほか、契約の目的を達成することができないと認められるとき。

2 契約の解除は、書面をもってしなければならない。ただし、第136条第1項ただし書の規定により契約書の作成を省略した場合は、この限りでない。

(監督及び検査)

第143条 課長等は、工事又は製造その他についての請負契約が締結されたときは、自ら又は補助者に命じて契約の適正な履行を確保するため、立会い、指示その他適切な方法により監督しなければならない。

2 契約の相手方は、工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を履行したときは、速やかにその旨を課長等に届け出なければならない。

3 契約検査課長又は課長等は、前項の届出があったときは、直ちに自ら又は工事検査員若しくは補助者に命じてその受ける給付の完了の確認をするため、設計書又は仕様書その他関係書類に基づいて必要な検査を行わなければならない。

4 契約検査課長又は課長等は、特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により前項の職員によって検査をすることが困難であり、又は適当でないと認めるときは、職員以外の者に委託して検査をさせることができる。契約の履行を確保するための監督についても、また同様とする。

(検査調書の作成)

第144条 契約検査課長又は課長等から検査を命ぜられた工事検査員又は補助者は、前条第3項の規定に基づく検査を完了した場合においては、検査調書を作成しなければならない。ただし、別に定める要件に該当するときは、検査調書の作成を省略することができる。

2 前項の規定により契約検査課長又は課長等から検査を命ぜられた工事検査員又は補助者は、検査調書を作成した場合には、当該検査を命じた契約検査課長又は課長等に検査調書を提出しなければならない。

3 収支命令職員は、第1項の規定による検査調書によらなければ当該契約に係る経費について支出命令をしてはならない。ただし、同項ただし書の規定により検査調書の作成を省略するときは、請求書又は支出調書で検査した旨を記載をすることをもって、検査調書に代えることができる。

(部分払)

第145条 収支命令職員は、契約の定めるところにより、工事若しくは製造その他についての請負契約に係る既済部分又は物件の買入れの契約に係る既納部分に対して、その完済又は完納前にその代金の一部を支払うことができる。

2 前項の支払金額は、工事又は製造その他の請負についてはその既済部分に対する代金の額の10分の9、物件の買入れについてはその既納部分に対する代金の額を超えることができない。ただし、性質上可分の工事又はその他についての請負契約に係る完済部分に対しては、その代金の全額までを支払うことができる。

3 前項の規定による支払をする場合にあっては、契約の相手方が当該支払の対象となる物件について危険負担をする旨を契約書に明記しなければならない。

4 予算執行職員は、第1項の規定により部分払をしようとするときは、契約の相手方から一部履行届を提出させなければならない。

5 第143条第3項及び前条の規定は、前項の一部履行届の提出があった場合に準用する。

第2節 一般競争入札

(入札の公告)

第146条 契約担当課長は、一般競争入札に付そうとするときは、入札期日の前日から起算して、次に掲げる期間において公報、新聞その他の方法により公告しなければならない。ただし、契約担当課長がやむを得ない理由があると認めるときは、第2号及び第3号の期間を5日以内に限り、短縮することができる。

(1) 予定価格が500万円未満のものは1日以上

(2) 予定価格が500万円以上5,000万円未満のものは10日以上

(3) 予定価格が5,000万円以上のものは15日以上

(入札について公告する事項)

第147条 前条の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 一般競争入札に付する事項

(2) 契約条項を示す場所及び日時に関する事項

(3) 入札及び開札の場所及び日時

(4) 競争加入資格の制限をしたときは、その制限

(5) 入札に参加する資格を有することについて課長等の確認を受けなければならない旨

(6) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨

(7) 入札保証金に関する事項

(8) 入札に当たっては、この規則の各条項を尊重しなければならない旨

(9) その他必要な事項

(契約担当課長等の責務)

第148条 契約担当課長又は課長等は、入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）が契約条項その他関係書類及び現場等を熟知する等により入札価格を決定するために必要な便宜を図るよう努めなければならない。

（入札保証金等）

第149条 入札者は、現金又は第201条第1項各号に掲げる有価証券をもって、入札金額の100分の5以上の入札保証金を、契約担当課長があらかじめ指定する日までに歳入歳出外現金等納付書（電子入札の場合にあつては、書留郵便又はこれに準ずると市長が認める方法（以下「書留郵便等」という。）により、会計管理者に対し納入しなければならない。

2 前項の規定による入札保証金の納付があつたときは、会計管理者は、歳入歳出外現金等領収証書を当該入札者に交付しなければならない。

3 契約担当課長は、一般競争入札を執行しようとするときは、入札者をして前項の規定により交付を受けた歳入歳出外現金等領収証書を提示させ、その確認をしなければならない。ただし、第156条第1項ただし書の規定による入札（以下「郵便等による入札」という。）及び電子入札の場合にあつては、当該歳入歳出外現金等領収証書の確認を要しない。

（入札保証金の免除）

第150条 前条の規定にかかわらず、契約担当課長は、次の各号のいずれかに該当する場合については、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。ただし、この場合にあつては、該当する入札者の全部について入札保証金の全部又は一部の納付が免除されなければならない。

(1) 入札者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 競争入札に付する場合において、入札者が施行令第167条の5及び第167条の1の規定に基づき市長が別に定める資格を有する者で契約を締結しないこととなるおそれがないものであると認められるとき。

（入札保証金の還付）

第151条 入札保証金は、開札（再入札の開札を含む。）完了後入札者から歳入歳出外現金等還付請求書の提出を受けて還付する。ただし、落札者の納付した入札保証金は、当該契約について契約書を交換したときにおいて契約保証金の全部又は一部に充当するものとする。

2 第140条第1項の規定により仮契約を締結した者が納入した入札保証金は、当該契約について議会の同意が得られなかった場合においては、同条第2項の規定による通知をするときに還付するものとする。

（入札保証金の受入れ及び払出しの手続）

第152条 入札保証金の受入れ及び払出しの手続については、収入及び支出の例による。

（予定価格の作成等）

第153条 予算執行職員（契約検査課において契約に関する事務を行う場合にあつては、市長又は第3条の規定により市長の権限を専決する副市長、財務部長若しくは契約検査課長。以下この条において同じ。）は、一般競争入札により支出の原因となる契約をしようとするときは、当該事項に関する仕様書及び設計書等により、入札に付する事項の予定価格を定めなければならない。

2 予算執行職員は、予定価格を定めたときは、市長が別に定める予定価格書（以下「予定価格書」という。）に記載し、それを封筒に入れて封印し、保管しなければならない。

3 予算執行職員は、前項の規定にかかわらず、市長が定めるところにより、入札に付する前に予定価格を公表することができる。この場合においては、予定価格書を封筒に入れて封印することを要しない。

4 契約担当課長は、予定価格書を入れた封筒（前項の規定により予定価格書を封筒に入れて封印しなかった場合にあつては、予定価格書）を開札の際、開札場所に置かなければならな

い。

5 予算執行職員は、一般競争入札により収入の原因となるような契約を締結しようとするときは、当該契約の目的物についてあらかじめ予定価格を設け、これを第146条の規定による公告において明らかにすることができる。

(予定価格の決定方法)

第154条 前条第1項の規定による予定価格は、一般競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給及び使用等の契約においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少及び履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

(落札価格の制限)

第155条 一般競争入札により、工事又は製造の請負契約をしようとする場合において、最低制限価格を設けようとする場合には、第153条第1項から第4項までの規定を準用する。

2 前項により最低制限価格を設けたときは、第146条の公告においてその旨を明らかにしなければならない。

(入札の方法)

第156条 入札は、指定の日時及び場所において、入札書を提出することにより行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、入札書を書留郵便等で提出して行うことができる。

2 郵便等による入札をするときは、封書の表に「何々入札書在中」と朱書しなければならない。

(電子入札の方法)

第156条の2 前条の規定にかかわらず、契約担当課長は、入札を電子入札の方法により行わせることができる。

2 電子入札に参加する者は、前条第1項の入札書の提出に代えて、電子入札システムに入札金額その他必要な事項を入力することにより入札しなければならない。

(代理入札)

第157条 契約担当課長は、代理人に入札に関する行為をさせようとする者に対しては、契約担当課長が別に定める方法により代理権を確認することができる場合を除き、入札開始日時までに委任状を提出させ、代理権について確認しなければならない。

(入札価格の表示効力等)

第157条の2 総額をもって落札を定める場合においては、その内訳に誤りがあっても入札の効力を妨げない。単価をもってこれを定める場合において、その総額に誤りがあるときも、また同様とする。

2 契約検査課長は、総額をもって定める落札の内訳に不相当と認めることがあるときは、落札者にこれを訂正させなければならない。

(入札の時期)

第158条 入札は、公告した入札開始日時から入札締切日時までの間に契約担当課長の指示に従い行わなければならない。

2 入札者は、契約担当課長の入札開始日時及び入札締切日時の認定に対して異議を申し立てることができない。

(開札)

第159条 契約担当課長は、入札が終わったときは、入札締切日時経過後直ちに公告で示した場所で、入札者（入札者が立ち会わない場合（ただし書の規定により入札者の立会いを要しない場合を含む。））にあつては、当該入札事務に関係のない職員）の立会いの上開札しな

なければならない。ただし、郵便等による入札及び電子入札の場合は、入札者の立会いを要しない。

- 2 入札者は、その提出した入札書（電子入札の場合にあっては、電子入札システムに入力した事項）の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- 3 契約担当課長は、第1項の規定による開札により落札者が決定したときは、電子入札以外の方法による入札の場合にあってはその場で直ちに出席者に公表するとともに、落札者に対して口頭又は書面により、電子入札による入札の場合にあっては電子入札システムを使用して通知しなければならない。
- 4 契約担当課長は、入札の結果について第1項に規定する立会職員の確認を受けて入札調書を作成しなければならない。

（無効入札）

第160条 契約担当課長は、次の各号のいずれかに該当する入札は無効として取り扱うものとする。

- (1) 入札に参加するに必要な資格のない者のした入札又は第157条の規定による代理権の確認を受けない代理人がした入札
 - (2) 入札書の記載事項中、入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が識別し難い入札
 - (3) 入札保証金を納付しない者又は入札保証金が第149条第1項に規定する額に達しない者がした入札
 - (4) 郵便等による入札であって、公告で別に指定しない場合において入札開始日時までに到着せず、又は書留郵便等以外の方法によった入札
 - (5) 電子入札であって、第158条第1項の入札締切日時までに入札金額その他必要な事項が電子入札システムにより市の使用に係る電子計算組織に記録されないもの
 - (6) 同一の入札者が2以上の入札をしたときは、その全部の入札
 - (7) 脅迫その他不正の行為によってした入札
 - (8) その他入札に関する条件に違反した入札
- 2 契約担当課長は、入札者が不当に価格を競り上げ、又は競り下げる目的をもって連合その他不正の行為をしたと認めるときは、その入札の全部を無効とすることができる。
 - 3 入札の効力は、契約担当課長が決定する。この場合において、入札者は、その決定に対して異議を申し立てることができない。

（最低価格の入札者以外の者を落札者とする場合）

第161条 契約検査課長は、施行令第167条の10第1項の規定により予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者以外の者を落札者としようとするときには、当該最低価格をもって申込みをした者と契約を結ぶことにより、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認める理由又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあると認める理由を付して市長の承認を受けなければならない。

- 2 契約検査課長は、前項の措置をとるに当たっては、市長があらかじめ指定する専門的知識を有する者の意見を聴かななければならない。

（入札の打切り）

第162条 落札者の決定後、郵便等による入札及び電子入札以外の方法による入札の場合にあってはその場で直ちに、郵便等による入札及び電子入札の場合にあっては第159条第3項の規定による通知を受けた後に当該落札者が入札の取消しをする旨申し出たときは、当該落札者以外に落札者となるべき価格を入札した者があっても、その者を落札者とししない。

（再入札）

第163条 契約担当課長は、初度の入札において落札者がいない場合にその差額が僅かであると認めるときは、入札条件を変更しないで電子入札以外の方法による入札の場合にあっては

その場で直ちに、電子入札の場合にあっては契約担当課長が入札の時期を指定して再入札に付することができる。ただし、再入札は2回を限度とする。

2 再入札の場合の入札保証金は、第149条の規定にかかわらず、初度の入札において納付した額とする。

3 初度の入札において郵便等による入札をした者並びに初度の入札及び第1回の再入札において第160条の規定に該当する無効入札をした者は、再入札に加わることができない。

4 契約担当課長は、再入札に付そうとするときは、その旨並びに前項の規定により再入札に参加できない者並びに入札開始日時及び入札締切日時をあらかじめ電子入札以外の方法による入札の場合にあっては口頭又は書面で、電子入札の場合にあっては電子入札システムを使用して、当該再入札に参加しようとする者に公表しなければならない。

(入札中止等)

第164条 契約担当課長は、不正が行われるおそれがあると認めるとき、又は天災地変その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することができる。

2 契約担当課長は、前項の規定により入札を中止し、又は入札期日を延期したときは、速やかにその理由及びその旨を入札の公告と同様の方法により公告しなければならない。この場合において、電子入札により入札した者に対しては、併せて電子入札システムを使用して通知しなければならない。

3 契約担当課長は、第1項の規定により入札を中止し、又は入札期日を延期した場合において、郵便等による入札が到着したときは、開札しないで直ちにこれを返送しなければならない。

(公告期間の短縮)

第165条 入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を締結しない場合において、更に入札に付そうとするときは、第146条ただし書の規定を準用する。

第3節 指名競争入札

(指名競争参加人数)

第166条 契約担当課長は、指名競争入札に付そうとするときは、なるべく3人以上の入札者を指名しなければならない。

(指名通知)

第167条 契約担当課長は、前条の規定により相手方を指名したときは、第146条の規定に準じ、相当の見積期間において第147条各号に掲げる事項を指名した者に通知しなければならない。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第168条 指名競争入札に関しては、前2条に定めるものを除いては、一般競争入札に関する規定を準用する。

第4節 随意契約

(随意契約の手続)

第169条 契約担当課長は、随意契約をしようとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、国若しくは地方公共団体と契約しようとするとき、生鮮食料品等で見積書を徴する暇がないとき、官報その他のもので価格が確定し、見積書を徴する必要がないとき、又は市長が別に定めるときは、この限りでない。

2 契約担当課長は、随意契約をする場合においては、経費執行何にその根拠規定を記載しなければならない。

(予定価格の決定)

第170条 随意契約をしようとするときは、あらかじめ第153条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。ただし、官報その他のもので価格が確定し、見積書を徴する必要

がない場合は、当該価格を予定価格とすることができる。

- 2 契約担当課長は、前項ただし書に規定する場合その他市長が別に指定する要件に該当する場合は、予定価格書の作成を省略することができる。この場合において、契約担当課長は、市長が別に定める書面に予定価格を記載しなければならない。

(随意契約の相手方)

第171条 施行令第167条の4に該当する者は、随意契約の相手方とすることができない。

第5節 競り売り

第172条 用地管財課長は、動産の売払いで当該契約の性質が競り売りに適している場合には、一般競争入札の規定に準じて競り売りに付することができる。

第6節 建設工事の特例

(建設工事請負契約の特例)

第173条 契約検査課長は、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事の請負契約を締結する場合には、同条第3項に規定する建設業者であるかどうか確認しなければならない。

- 2 建設工事請負契約については、特別の事情がある場合を除いては、第136条第1項の規定にかかわらず、別記建設工事請負基準約款により契約するものとする。

- 3 契約検査課長は、建設工事請負契約については、第137条第1号から第6号までに掲げる事項及び別記建設工事請負基準約款に従う旨を記載した契約書を作成し、契約の相手方が確定した日から7日以内に契約書を交換しなければならない。ただし、その価格が130万円を超えない場合には、契約の相手方の工事請書をもって建設工事請負契約書に代えることができる。

(工事費内訳書等)

第174条 契約検査課長は、建設工事請負契約書に添える必要があると認めるときは、契約の相手方に対し、契約の相手方が確定した日から7日以内に工事費内訳書及び工程表を提出させることができる。

第175条 削除

(工事着手時期及び工期の起算)

第176条 建設工事の契約者は、入札の公告又は指名の通知において別に指定をしない場合は、契約締結の日から起算して7日以内に工事に着手しなければならない。ただし、天災地変その他やむを得ない理由により予定時期までに着手できない場合において契約検査課長の承認を得たときは、この限りでない。

- 2 建設工事の工事期間は、入札の公告又は指名の通知において指定をしない場合は、契約締結の日から起算する。

(工事着手届)

第177条 建設工事の契約者は、工事に着手したときは、速やかにその旨を課長等に届出しなければならない。ただし、第173条第3項ただし書の規定により契約の相手方の工事請書をもって建設工事請負契約書に代えた場合は、書面による届出を省略することができる。

令和2年度発注状況総括表【工事】

上越市

契約の方法	種類	R2/11/1～R3/3/31		R2年度(4/1～3/31)		R元年度(4/1～3/31)		対前年比 ①÷②
		件数	金額(千円)	件数	金額(千円)①	件数	金額(千円)②	
制限付き 一般競争入札	土木	13	701,910	81	4,012,987	68	3,612,469	111.09%
	建築	2	198,770	16	1,024,573	11	922,161	111.11%
	電気	2	219,230	2	219,230	6	727,766	30.12%
	管	4	225,151	8	348,681	3	115,170	302.75%
	舗装	0	0	5	110,303	2	47,830	230.61%
	その他	3	122,078	11	1,578,040	6	756,995	208.46%
	計	24	1,467,139	123	7,293,814	96	6,182,391	117.98%
指名競争入札	土木	35	231,384	106	776,567	107	718,464	108.09%
	建築	3	8,052	19	116,596	24	122,178	95.43%
	電気	3	14,058	29	125,063	29	119,793	104.40%
	管	2	13,002	33	136,925	36	185,878	73.66%
	舗装	12	133,672	34	327,668	53	446,181	73.44%
	その他	18	86,653	59	278,246	48	162,897	170.81%
	計	73	486,821	280	1,761,065	297	1,755,391	100.32%
随意契約	土木	1	4,235	5	109,340	5	216,339	50.54%
	建築	0	0	1	11,880	1	2,189	542.71%
	電気	0	0	2	5,005	0	0	-
	管	1	15,400	1	15,400	3	16,891	91.17%
	舗装	0	0	0	0	0	0	-
	その他	0	0	14	302,709	11	278,404	108.73%
	計	2	19,635	23	444,334	20	513,823	86.48%
合 計	土木	49	937,529	192	4,898,894	180	4,547,272	107.73%
	建築	5	206,822	36	1,153,049	36	1,046,528	110.18%
	電気	5	233,288	33	349,298	35	847,559	41.21%
	管	7	253,553	42	501,006	42	317,939	157.58%
	舗装	12	133,672	39	437,971	55	494,011	88.66%
	その他	21	208,731	84	2,158,995	65	1,198,296	180.17%
	計	99	1,973,595	426	9,499,213	413	8,451,605	112.40%
平均落札率		94.68%		94.21%		94.72%		

令和2年度発注状況総括表【委託】

上越市

契約の方法	種類	R2/11/1～R3/3/31		R2年度(4/1～3/31)		R元年度(4/1～3/31)		対前年比 ①÷②
		件数	金額(千円)	件数	金額(千円)①	件数	金額(千円)②	
制限付き 一般競争入札	設計	0	0	0	0	0	0	-
	監理	0	0	0	0	0	0	-
	測量	0	0	0	0	0	0	-
	調査	0	0	0	0	0	0	-
	その他	0	0	0	0	0	0	-
	計	0	0	0	0	0	0	-
指名競争入札	設計	6	63,778	25	226,654	62	530,311	42.74%
	監理	0	0	2	10,956	1	1,386	790.48%
	測量	7	12,397	23	45,025	37	116,882	38.52%
	調査	7	25,524	20	158,576	27	73,222	216.57%
	その他	21	65,127	128	466,116	156	480,854	96.94%
	計	41	166,826	198	907,327	283	1,202,655	75.44%
随意契約	設計	0	0	5	52,206	14	61,270	85.21%
	監理	1	8,800	7	26,708	11	39,578	67.48%
	測量	0	0	0	0	1	9,072	-
	調査	1	981	1	981	2	105,094	0.93%
	その他	35	182,971	119	525,595	105	514,759	102.11%
	計	37	192,752	132	605,490	133	729,773	82.97%
合 計	設計	6	63,778	30	278,860	76	591,581	47.14%
	監理	1	8,800	9	37,664	12	40,964	91.94%
	測量	7	12,397	23	45,025	38	125,954	35.75%
	調査	8	26,505	21	159,557	29	178,316	89.48%
	その他	56	248,098	247	991,711	261	995,613	99.61%
	計	78	359,578	330	1,512,817	416	1,932,428	78.29%
平均落札率		92.77%		94.61%		93.95%		

令和2年度発注状況総括表【物品・印刷・賃貸借】

上越市

契約の方法	種類	R2/11/1～R3/3/31		R2年度(4/1～3/31)		R元年度4/1～3/31)		対前年比 ①÷②
		件数	金額(千円)	件数	金額(千円)①	件数	金額(千円)②	
制限付き 一般競争入札	物品	0	0	3	148,841	0	0	-
	印刷	0	0	0	0	0	0	-
	賃貸借	0	0	0	0	0	0	-
	計	0	0	3	148,841	0	0	-
指名競争入札	物品	30	165,330	126	1,102,062	141	649,339	169.72%
	印刷	2	3,396	10	11,249	13	19,926	56.45%
	賃貸借	5	5,910	11	11,060	16	70,689	15.65%
	計	37	174,636	147	1,124,371	170	739,954	151.95%
随意契約	物品	192	50,242	431	254,327	548	228,843	111.14%
	印刷	33	8,832	85	25,125	72	31,145	80.67%
	賃貸借	4	930	23	38,977	11	22,458	173.56%
	計	229	60,004	539	318,429	631	282,446	112.74%
合 計	物品	222	215,572	560	1,505,230	689	878,182	171.40%
	印刷	35	12,228	95	36,374	85	51,071	71.22%
	賃貸借	9	6,840	34	50,037	27	93,147	53.72%
	計	266	234,640	689	1,591,641	801	1,022,400	155.68%
平均落札率		89.75%		88.73%		90.71%		

令和2年度発注状況総括表【工事】

上越市ガス水道局

契約の方法	種類	R2/11/1～R3/3/31		R2年度(4/1～3/31)		R元年度(4/1～3/31)		対前年比 ①÷②
		件数	金額(千円)	件数	金額(千円)①	件数	金額(千円)②	
制限付き 一般競争入札	土木	0	0	1	310,200	0	0	-
	建築	0	0	0	0	2	828,520	-
	電気	0	0	0	0	2	298,650	-
	管	0	0	0	0	1	137,060	-
	舗装	0	0	0	0	0	0	-
	本管	19	221,992	133	2,232,859	131	2,721,527	82.04%
	その他	1	17,069	4	169,969	1	22,220	764.94%
	計	20	239,061	138	2,713,028	137	4,007,977	67.69%
指名競争入札	土木	1	2,530	5	35,504	4	14,610	243.01%
	建築	1	1,705	2	8,085	1	3,672	220.18%
	電気	0	0	6	24,519	5	10,396	235.85%
	管	0	0	3	7,723	2	8,415	91.78%
	舗装	0	0	10	52,888	10	62,859	84.14%
	本管	0	0	0	0	0	0	-
	その他	1	3,729	8	35,603	9	48,880	72.84%
	計	3	7,964	34	164,322	31	148,832	110.41%
随意契約	土木	0	0	0	0	0	0	-
	建築	0	0	0	0	0	0	-
	電気	0	0	0	0	0	0	-
	管	0	0	0	0	0	0	-
	舗装	0	0	0	0	0	0	-
	本管	0	0	0	0	0	0	-
	その他	0	0	0	0	1	5,280	-
	計	0	0	0	0	1	5,280	-
合 計	土木	1	2,530	6	345,704	4	14,610	2366.21%
	建築	1	1,705	2	8,085	3	832,192	0.97%
	電気	0	0	6	24,519	7	309,046	7.93%
	管	0	0	3	7,723	3	145,475	5.31%
	舗装	0	0	10	52,888	10	62,859	84.14%
	本管	19	221,992	133	2,232,859	131	2,721,527	82.04%
	その他	2	20,798	12	205,572	11	76,380	269.14%
	計	23	247,025	172	2,877,350	169	4,162,089	69.13%
平均落札率		85.82%		87.07%		88.03%		

令和2年度発注状況総括表【委託】

上越市ガス水道局

契約の方法	種類	R2/11/1～R3/3/31		R2年度(4/1～3/31)		R元年度(4/1～3/31)		対前年比 ①÷②
		件数	金額(千円)	件数	金額(千円)①	件数	金額(千円)②	
制限付き 一般競争入札	設計	0	0	0	0	0	0	-
	監理	0	0	0	0	0	0	-
	測量	0	0	0	0	0	0	-
	調査	0	0	0	0	0	0	-
	その他	0	0	0	0	0	0	-
	計	0	0	0	0	0	0	-
指名競争入札	設計	0	0	3	38,451	2	22,477	171.07%
	監理	0	0	0	0	0	0	-
	測量	0	0	2	2,992	0	0	-
	調査	0	0	1	9,922	0	0	-
	その他	2	3,355	14	23,357	14	73,900	31.61%
	計	2	3,355	20	74,722	16	96,377	77.53%
随意契約	設計	0	0	0	0	0	0	-
	監理	0	0	0	0	1	15,180	-
	測量	0	0	0	0	0	0	-
	調査	0	0	0	0	0	0	-
	その他	0	0	6	53,734	4	48,078	111.76%
	計	0	0	6	53,734	5	63,258	84.94%
合 計	設計	0	0	3	38,451	2	22,477	171.07%
	監理	0	0	0	0	1	15,180	-
	測量	0	0	2	2,992	0	0	-
	調査	0	0	1	9,922	0	0	-
	その他	2	3,355	20	77,091	18	121,978	63.20%
	計	2	3,355	26	128,456	21	159,635	80.47%
平均落札率		95.38%		90.20%		88.74%		

令和2年度発注状況総括表【物品・印刷・賃貸借】

上越市ガス水道局

契約の方法	種類	R2/11/1～R3/3/31		R2年度(4/1～3/31)		R元年度(4/1～3/31)		対前年比 ①÷②
		件数	金額(千円)	件数	金額(千円)①	件数	金額(千円)②	
制限付き 一般競争入札	物品	0	0	0	0	0	0	-
	印刷	0	0	0	0	0	0	-
	賃貸借	0	0	0	0	0	0	-
	計	0	0	0	0	0	0	-
指名競争入札	物品	4	14,857	38	184,720	17	70,227	263.03%
	印刷	0	0	0	0	0	0	-
	賃貸借	0	0	0	0	0	0	-
	計	4	14,857	38	184,720	17	70,227	263.03%
随意契約	物品	0	0	1	2,731	0	0	-
	印刷	0	0	0	0	0	0	-
	賃貸借	0	0	1	1,512	0	0	-
	計	0	0	2	4,243	0	0	-
合 計	物品	4	14,857	39	187,451	17	70,227	266.92%
	印刷	0	0	0	0	0	0	-
	賃貸借	0	0	1	1,512	0	0	-
	計	4	14,857	40	188,963	17	70,227	269.07%
平均落札率		77.21%		82.13%		82.74%		

指名停止措置状況の報告（令和2年11月1日から令和3年3月31日まで）

業 者 名	<ul style="list-style-type: none"> ・アルフレッサ株式会社 東京都千代田区神田1丁目12番1号 ・株式会社スズケン 愛知県名古屋市東区東片端町8番地 ・東邦薬品株式会社 東京都世田谷区代沢5丁目2番1号
指名停止期間	<ul style="list-style-type: none"> ・上越市 令和3年1月12日から令和3年3月11日まで（2箇月） ・上越市ガス水道局 令和3年1月12日から令和3年3月11日まで（2箇月）
指名停止の事由	<p>令和2年12月9日、公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、刑事告発を受けた。</p> <p>このことが、上越市物品調達等業者指名停止措置要領第2条及び別表第9号（独占禁止法違反行為）並びに上越市ガス水道局物品調達等業者指名停止措置要領第2条及び別表第9号（独占禁止法違反行為）の規定に該当するため。</p>

業 者 名	市川建設株式会社 上越市東城町1丁目1番15号
指名停止期間	<ul style="list-style-type: none"> ・上越市 令和3年3月3日から令和3年5月2日まで（2箇月） ・上越市ガス水道局 令和3年3月3日から令和3年5月2日まで（2箇月）
指名停止の事由	<p>当市発注の稲田汚水幹線1078-1他枝線工事において、出来高及び品質が市の基準を満たさず、上越市建設工事成績評定要領に基づく工事成績が60点未満（44点：Eランク）となった。</p> <p>このことが、上越市建設工事請負業者指名停止措置要領第2条及び別表第2第12号（不正又は不誠実な行為）並びに上越市ガス水道局建設工事請負業者指名停止措置要領第2条及び別表第2第12号（不正又は不誠実な行為）の規定に該当するため。</p>

抽出案件の概要（上越市－No.1）

件名	ガス水道局庁舎改修 工事		
工事場所	木田1丁目 地内	担当課	建築住宅課営繕室（用地管財課）
工期	令和3年1月4日 から 令和3年7月5日 まで（183日間）		
概要	<p>建物概要</p> <p>○庁舎棟</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構造 鉄筋コンクリート造4階建て ・規模 延床面積：2,603.99㎡ 建築面積：704.88㎡ <p>○キャノピー棟</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構造 鉄骨造平屋建て ・規模 延床面積：121.54㎡ 建築面積：126.44㎡ <p>改修内容</p> <p>○庁舎棟</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1階フロアを執務室へ改修 <ul style="list-style-type: none"> 床：タイルカーペット t=6.5 張り 壁：石膏ボード t=12.5 下地張りのうえ、ビニルクロス貼り 天井：石膏ボード t=9.5 下地張りのうえ、ロックウール化粧吸音板 t=9 張り ・各階便所改修 <ul style="list-style-type: none"> 床：長尺塩ビシート t=2.0 張り 壁：シーリング石膏ボード t=12.5 張りのうえ、化粧ケイカル板 t=6 張り 天井：化粧石膏ボード t=9.5 張り <p>○キャノピー棟増築</p> <p>○外構</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アスファルト舗装撤去・新設 A=1,235㎡ ・既存樹木枝払い・撤去 など 		
工種等	建築一式	工事等級	A、B
契約方法	制限付き一般競争入札	入札日	令和2年12月14日
選定理由	<p>○共通要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3社以内で自主結成した特定共同企業体とする。 ・上越市内に本社を有していること。 <p>○代表者の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築一式工事の格付けがAであること。 <p>○代表者以外の構成員の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3社の共同企業体の場合：建築一式工事の格付けがAの企業2社、又は、建築一式工事の格付けがAの企業1社及びBの企業1社であること。 ・2社の共同企業体の場合：建築一式工事の格付けがAの企業1社であること。 <p>建築一式工事の市内本事業者 Aランク登録業者：28社 Bランク登録業者：21社</p>		

（裏面に続く）

予定価格	120,800,000 円	制限価格	109,367,000 円
落札率	[入札金額 ÷ 予定価格 × 100]		99.34%

業者名		第1回	第2回	第3回	備考
1	久保田・田中・中田 共同企業体	131,000,000	128,500,000	125,500,000	決定
2	大島・澤井 共同企業体	137,000,000	129,500,000	126,500,000	
3	高館・相村 共同企業体	134,000,000	130,000,000	127,000,000	
4	田辺建設・サトウ産業 共同企業体	132,800,000	129,800,000	127,800,000	
5	大栄・大和・清水 共同企業体	138,900,000	130,000,000	128,000,000	

※金額は税抜き

再入札を2回まで行い、予定価格に達しなかったため不調となったが、最低入札金額を提示した久保田・田中・中田共同企業体との随意契約に移行。12月18日に同共同企業体から見積書を徴した結果、120,000,000円で随意契約決定

【抽出理由】

落札率が極めて高い。

抽出案件の概要（上越市－No.2）

件名	木田第1庁舎北側おもいやり駐車区画等改修 工事		
工事場所	木田1丁目 地内	担当課	建築住宅課営繕室（用地管財課）
工期	令和3年3月24日 から 令和3年9月30日 まで（191日間）		
概要	木田第1庁舎北側おもいやり駐車区画の拡張、屋根・歩廊の整備及び夜間通用口の移設に伴う改修工事 ○内部改修 夜間通用口及び警備室の移設に伴う内部改修工事 一式 ○外部改修 おもいやり駐車区画の拡張に伴う外構工事 一式 ○計画建築物 ・車庫 鉄骨造平屋建て 建築面積 126.60 m ² 延べ床面積 105.00 m ² ・歩廊1 鉄骨造平屋建て 建築面積 24.42 m ² 延べ床面積 0.00 m ² ・歩廊2 鉄骨造平屋建て 建築面積 12.85 m ² 延べ床面積 0.00 m ²		
工種等	建築一式	工事等級	A
契約方法	制限付き一般競争入札	入札日	令和3年3月12日
選定理由	・上越市内に本社を有していること。 ・建築一式工事の格付けがAであること。 建築一式工事の市内本社業者 Aランク登録業者：28社		

予定価格	60,760,000 円	制限価格	54,561,000 円
落札率	[入札金額 ÷ 予定価格 × 100]		99.90%

	業者名	第1回	第2回	第3回	備考
1	(株)高館組	70,000,000	66,500,000	64,500,000	決定
2	(株)大島組	71,000,000	67,200,000	65,200,000	
3	田中産業(株)	71,900,000	67,800,000	65,800,000	
4	中田建設(株)	71,800,000	69,300,000	66,000,000	
5	田辺建設(株)	72,300,000	69,000,000	辞退	

※金額は税抜き

再入札を2回まで行い、予定価格に達しなかったため不調となったが、最低入札金額を提示した(株)高館組との随意契約に移行。3月17日に同社から見積書を徴した結果、60,700,000円で随意契約決定

【抽出理由】
 落札率が極めて高いのはなぜか。

抽出案件の概要（上越市－No.3）

件名	浦川原浄化センター水処理電気設備増設 工事
----	-----------------------

工事場所	浦川原区飯室 地内	担当課	建築住宅課営繕室（生活排水対策課）
工期	令和3年2月15日 から 令和4年2月15日 まで（366日間）		
概要	電気設備工事 1式 ・運転操作設備（水処理設備増設に伴うコントロールセンタ、補助継電器盤、現場盤の設置・機能増設を行う。） ・監視制御設備（水処理設備増設に伴う監視制御設備機能増設を行う。） ・計装設備（2系水処理設備に関わる計装機器及び計装変換器盤の設置を行う。）		
工種等	電気	工事等級	A
契約方法	制限付き一般競争入札	入札日	令和3年1月29日
選定理由	○共通要件 ・3社以内で自主結成した特定共同企業体とする。 ・上越市内に本社を有していること。 ○代表者の要件 ・電気工事の格付けがAであること。 ・電気工事の総合評点（主観的事項の評価加算点を含む）が最大であること。 ・特定建設業の許可を有していること。 ○代表者以外の構成員の要件 ・電気工事の格付けがAであること。 ・電気工事の総合評点（主観的事項の評価加算点を含む）が最大であること。 電気工事の市内本社業者 Aランク登録業者：25社		

予定価格	166,690,000 円	制限価格	— 円
落札率	[入札金額 ÷ 予定価格 × 100]		99.29%

業者名		第1回	第2回	第3回	備考
1	大和・上越技研 共同企業体	167,000,000	165,500,000		落札決定
2	東光・柴田・共栄 共同企業体	168,700,000	166,000,000		
3	信越機工・水嶋・富士 共同企業体	170,000,000	辞退		
4	矢野・電設 共同企業体	170,800,000	辞退		

※金額は税抜き

【抽出理由】 電気設備工事では落札率が極めて高いように思われる。
--

抽出案件の概要（上越市－No.4）

件名	大日排水ポンプ取替 工事
----	--------------

工事場所	富岡 地内	担当課	道路課
工期	令和3年3月26日 から 令和3年8月22日 まで （150日間）		
概要	水中ポンプ取替工事 N=2基		
工種等	機械器具設置	工事等級	—
契約方法	指名競争入札	入札日	令和3年3月19日
選定理由	参考見積業者及び機械器具設置の許可を持ち、類似実績のある業者を選定 機械器具設置工事 登録業者：205社		

予定価格	2,330,000円	制限価格	—円
落札率	[入札金額 ÷ 予定価格 × 100]		45.06%

	業者名	第1回	第2回	第3回	備考
1	敦井産業(株) 上越支店	1,050,000			落札決定
2	信越機工(株)	2,450,000			
3	コーエイ(株) 上越営業所	2,450,000			
4	株大岩マシナリー 新潟支店	2,900,000			
5	株雲田商会	3,000,000			
6	株高菱	3,010,000			
7	昱工業(株) 北陸支店	3,050,000			
8	新潟企業(株)	3,100,000			入札金額が予定価格の85%を下回ったため、3/24に低入札価格調査を実施し、落札決定
9	株サトコウ	3,120,000			
10	株ジェック	3,135,000			
11	新潟日化サービス(株)	3,270,000			
12	株井上商会		辞退		

※金額は税抜き

※網掛けは参考見積徴取業者

【抽出理由】

排水ポンプ取替案件としては、落札率が極めて低い。

抽出案件の概要（上越市－No.5）

件 名	鴨島公園遊具更新 工事
-----	-------------

工事場所	鴨島1丁目 地内	担当課	都市整備課
工 期	令和3年3月25日 から 令和3年6月22日 まで (90日間)		
概 要	撤去・処分：2連ブランコ+安全柵 N=1基 設置：2連ブランコ+安全柵 N=1基		
工 種 等	土木一式	工事等級	D
契約方法	指名競争入札	入札日	令和3年3月19日
選定理由	参考見積業者及び土木Dランク業者を地理的要件により選定 土木一式工事の市内本社業者 Dランク登録業者：18社		

予定価格	1,310,000円	制限価格	－円
落札率	[入札金額 ÷ 予定価格 × 100]		100.00%

	業者名	第1回	第2回	第3回	備 考
1	(有)瀬下商事	1,310,000			落札決定
2	(有)市川土木	1,340,000			
3	(株)サワイ	1,350,000			
4	(株)ワイズ	1,350,000			
5	(有)ナガセ建工	1,370,000			
6	(株)ジェック	1,370,000			
7	(有)アオバ	1,380,000			
8	(株)勇和工業	1,400,000			

※金額は税抜き

※網掛けは参考見積徴取業者

<p>【抽出理由】 遊具更新案件は、この案件に限らず落札率が高いがその理由について確認したい。</p>
--

抽出案件の概要（上越市－No.7）

件名	新型コロナワクチン接種コールセンター設置及び運営業務 委託
----	-------------------------------

業務場所	三和区総合事務所	担当課	新型コロナワクチン接種事務室
履行期間	令和3年3月18日 から 令和3年3月31日 まで （14日間）		
概要	コールセンターの開設・運営等		
業種	役務	等級	—
契約方法	指名競争入札	入札日	令和3年3月18日
選定理由	コールセンター業務及び人材派遣業務を希望し、当該業務を受託可能な業者を選定		

予定価格	1,884,200 円	制限価格	— 円
落札率	[入札金額 ÷ 予定価格 × 100]		42.46%

業者名		第1回	第2回	第3回	備考
1	株エム・コミュニケーション	800,000			落札決定
2	株フルキャスト	1,520,640			

※金額は税抜き

※網掛けは参考見積徴取業者

<p>【抽出理由】 どのような条件での契約か、落札率が極めて低いのはどのような理由かを確認したい。</p>

抽出案件の概要（上越市－No.8）

件名	新型コロナウイルスワクチン接種券等印刷・封入業務 委託
----	-----------------------------

業務場所	健康づくり推進課 他	担当課	健康づくり推進課
納入期限	令和3年1月28日 から 令和3年3月5日 まで （37日間）		
概要	新型コロナウイルスワクチン接種券印刷（190,000通） 等		
業種	役務	等級	—
契約方法	随意契約	見積日	令和3年1月28日
選定理由	国が示すスケジュール（令和3年3月5日）までに納品可能な業者を選定		

予定価格	22,634,000円	制限価格	—円
落札率	[入札金額 ÷ 予定価格 × 100]		100.00%

業者名		第1回	第2回	第3回	備考
1	(株)第一印刷所 上越支店	22,634,000			決定

※金額は税抜き

※網掛けは参考見積徴取業者

<p>【抽出理由】 随意契約が選択された理由を確認したい。</p>
--

抽出案件の概要（上越市ガス水道局－No.9）

件 名	水道管撤去 工事
-----	----------

工事場所	大字岩木地内	担 当 課	建設課
工 期	令和2年12月4日 から 令和3年3月3日 まで （90日間）		
概 要	水道管撤去 口径75 ^φ φ=71.2m 給水管撤去 5件		
工 種 等	土木一式	工事等級	B又はC
契約方法	指名競争入札	入 札 日	令和2年12月3日
選定理由	土木一式工事のB、Cランク業者で市内本社業者から地理的要件により選定 土木一式工事 Bランク登録業者：104者（うち、市内本社業者65者） Cランク登録業者：48者（うち、市内本社業者41者）		

予定価格	2,330,000円	制限価格	1,945,000円
落札率	[入札金額 ÷ 予定価格 × 100]		98.71%

業者名		第1回	第2回	第3回	備 考
1	(有)上新商事	2,300,000			落札決定
2	山口建設(株)	2,330,000			
3	田中運輸機工(株)	2,330,000			
4	(株)エコスタッフ	2,330,000			
5	高橋土建	2,400,000			
6	(有)瀬下商事	2,460,000			
7	(有)ナガセ建工	2,480,000			
8	高橋組建設(株)	2,510,000			
9	(株)英香園	2,540,000			
10	(株)青花園	2,590,000			
11	(株)高菱	辞退			
12	信越総合建設(株)	辞退			
13	(有)ダイワ技建	辞退			
14	(株)佐藤興産	辞退			

※金額は税抜き

<p>【抽出理由】 指名競争入札の場合、制限付き一般競争入札に比べると落札率が高いように見えるので、確認をしたい。</p>
--

抽出案件の概要（上越市ガス水道局－No.10）

件名	水道用粉末活性炭購入
----	------------

納入場所	大字岩木 2036（正善寺浄水場）	担当課	浄水センター
納入期限	令和2年12月4日 から 令和3年1月2日 まで（30日間）		
概要	水道用粉末活性炭 5,000kg		
業種	物品	等級	－
契約方法	指名競争入札	入札日	令和2年12月3日
選定理由	物品入札参加資格者名簿のうち水道用薬品を希望する業者から選定 水道用薬品希望業者：24社 上記のうち市内本社業者：5社 準市内業者：10社		

予定価格	1,000,000円	制限価格	－円
落札率	[入札金額 ÷ 予定価格 × 100]		82.50%

業者名		第1回	第2回	第3回	備考
1	鍋林(株) 上越営業所	825,000			落札決定
2	小形商工(株) 上越営業所	840,000			
3	近藤産業(株) 上越営業所	850,000			
4	(株)丸互	850,000			
5	(株)三京 上越営業所	870,000			
6	(株)大岩マシナリー 新潟支店	1,000,000			
7	信越アステック(株) 上越支社	1,065,000			
8	(株)上越工産	1,100,000			
9	新潟企業(株) 上越営業所	1,100,000			
10	(株)エム・エー・シー	辞退			
11	(株)謙信堂	辞退			
12	サカキ産業(株) 上越支店	辞退			
13	(株)シマキュウ 上越営業所	辞退			
14	(株)ジョーサン	辞退			
15	敦井産業(株) 上越支店	辞退			

※金額は税抜き

※網掛けは参考見積徴取業者

<p>【抽出理由】</p> <p>昨年度との比較を知りたい。</p>

【参考】抽出案件の概要 上越市ガス水道局－No.10 関連

[令和元年度]

件名	水道用粉末活性炭購入
----	------------

納入場所	大字灰塚 920 (城山浄水場)	担当課	浄水センター
納入期限	令和元年 6 月 10 日 から 令和元年 7 月 9 日 まで (30 日間)		
概要	水道用粉末活性炭 4,000kg		
業種	物品	等級	—
契約方法	指名競争入札	入札日	令和元年 6 月 10 日
選定理由	物品入札参加資格者名簿のうち水道用薬品を希望する業者から選定 水道用薬品希望業者：28 社 上記のうち市内本社業者：4 社 準市内業者：10 社		

予定価格	1,200,000 円	制限価格	— 円
落札率	[入札金額 ÷ 予定価格 × 100]		54.33%

	業者名	第 1 回	第 2 回	第 3 回	備考
1	小形商工(株) 上越営業所	652,000			落札決定
2	近藤産業(株) 上越営業所	740,000			
3	鍋林(株) 上越営業所	800,000			
4	(株)丸互	844,000			
5	(株)謙信堂	860,000			
6	(株)シマキュウ 上越営業所	868,000			
7	(株)大岩マシナリー 新潟支店	960,000			
8	和光物産(株) 高田支店	968,000			
9	信越アステック(株) 上越支社	980,000			
10	サカキ産業(株) 上越支店	辞退			
11	(株)三京 上越営業所	辞退			
12	(株)ジョーサン	辞退			
13	敦井産業(株) 上越支店	辞退			
14	(株)上越工産	棄権			

※金額は税抜き

※網掛けは参考見積徴取業者